

平成31年第1回粕屋町議会臨時会会議録（目次）

第1号 2月8日（金）

・開 会	4
・会議録署名議員の指名	4
・会期の決定	4
・議案の上程（第1号～第5号）	5
・議案に対する質疑	6
・議案の委員会付託	6
・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	7
議案第1号 粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例について	7
議案第2号 粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例について	8
議案第3号 粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例について	10
議案第4号 平成30年度粕屋町一般会計補正予算について	11
議案第5号 平成30年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について	12
・閉 会	14

平成31年第1回粕屋町議会臨時会会議録（第1号）

平成31年2月8日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 議案の上程
- 第4. 議案に対する質疑
- 第5. 議案の委員会付託
- 第6. 委員長報告
- 第7. 委員長報告に対する質疑
- 第8. 討論
- 第9. 採決

2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治	9番 川 口 晃
2番 井 上 正 宏	10番 田 川 正 治
3番 案 浦 兼 敏	11番 福 永 善 之
4番 鞭 馬 直 澄	12番 小 池 弘 基
5番 安 藤 和 寿	13番 久 我 純 治
6番 中 野 敏 郎	14番 本 田 芳 枝
7番 木 村 優 子	15番 八 尋 源 治
8番 太 田 健 策	16番 山 脇 秀 隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 ミキシング 高 榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（19名）

町 長	箱 田 彰	副 町 長	吉 武 信 一
教 育 長	西 村 久 朝	総 務 課 長	堺 哲 弘
経営政策課長	今 泉 真 次	税 務 課 長	中 原 一 雄
収 納 課 長	臼 井 賢 太 郎	協働のまちづくり課長	中 小 原 浩 臣
学校教育課長	山 野 勝 寛	社会教育課長	新 宅 信 久
給食センター所長	吉 村 健 二	都市計画課長	田 代 久 嗣
地域振興課主幹	稲 永 剛	道路環境整備課長	安 松 茂 久
上下水道課長	松 本 義 隆	総合窓口課長	渋 田 香 奈 子
介護福祉課長	山 本 浩	健康づくり課長	古 賀 み づ ほ
子ども未来課長	神 近 秀 敏		

(開会 午前9時30分)

◎議長（山脇秀隆君）

改めましておはようございます。季節も寒暖の差が例年になく激しいようであり
ます。昨日は、桜の開花を知らせる報道もなされましたが、一方では千葉市の児童
虐待死に関連しての児童相談所の対応が明らかにされ、その対応のまずさが非難を
浴びております。また、国会で予算審議が行われておりますが、厚生労働省の不適
切統計問題が取り沙汰されておまして、審議に支障を来しているのが現状であり
ます。誤った対応は悲惨な結果を生むことが分かります。やるべきこと決めたこと
を適切に行わなければ、全ての信頼をなくすことは戒めとしなければなりません。

粕屋町議会でも議会基本条例を策定しており、町と議会、町民と議会と議員のあ
り方を示しております。議員の規範意識を保ちながら、ルールにのっとり議会は運
営されます。もちろん、各議員の考え方や捉え方は様々ではありますが、いざ議会と
なれば、執行部から出される議案に対して、様々な意見があるでしょうが、いやが
上でも二者択一するしかありません。しかし、一旦決めたことは、一致団結して推
進していくことが議員としての役割だと思えます。そうした意味から、議案審議及
び審査には、より多くの意見を出し、議案の醸成を図ることが望まれます。そうし
た粕屋町議会を願っております。

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の出席議員数は16名全員であります。その前に今回ですね、八尋地域振興
課長から公務出張のため欠席届が提出されており、代わりに稲永主幹が出席されて
おりますことをご報告しておきます。

出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平
成31年第1回粕屋町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであり
ます。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」をいたします。今臨時会の会議録署名議員
には、会議規則第127条の規定により、議長において7番、木村優子議員及び9番、
川口晃議員を指名いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りします。本臨時
会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第3、「議案の上程」を行います。お手元に配付しておりますように、本臨時会に町から提出されました議案は5件であります。提案理由の説明を求めます。
箱田彰町長。

（町長 箱田彰君 登壇）

◎町長（箱田 彰君）

おはようございます。本日、平成31年第1回粕屋町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の折、全員のご出席を賜りまして、心から感謝申し上げます。

今日の新聞で報道されておりましたが、先日、福岡都市圏、これは正式には福岡都市圏広域行政推進協議会と申しますが、そちらのほうから福岡県に対する県知事に対して提言書要望を行っております。全部で19項目ございますが、その中で、当町粕屋町に関するものの主要なものにつきましては、交通整備網、これは福岡東環状線の整備促進。そして、昨今の洪水、大雨に対する不安などから、河川の整備促進ということで須恵川・多々良川の河川改修並びに浚渫の要望。そして、筑後川から福岡地区の方に導水しております、導水管の耐震化についての整備促進等の要望を特にしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、本日の臨時会に町から提案いたします議案は、条例の改正が3件、平成30年度補正予算が2件、以上5件でございます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が国会におきまして11月28日、昨年11月28日に可決成立しましたので、国家公務員の給与改定に準じまして、一般職の職員給与を改定するものでございます。今回の改正の概要といたしましては、官民給与の格差0.116%を解消するため、第1に若年層を中心に、給与月額を平均0.2%引き上げるものでございます。第2に、勤勉手当の支給月数を年間4.40月分から4.45月分へ0.05月分の引き上げ改定を行うものでございます。

続きまして、議案第2号は「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第3号は「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。議案第2号と第3号

は、人事院勧告に基づき、国の特別職国家公務員の給与改定に準じまして、期末手当の支給月数を年間3.30月分から3.35月分へ0.05月分の引き上げ改定を行うものでございます。

続いて、議案第4号は平成30年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。今回は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25万円を追加し、歳入歳出予算の総額を143億2,741万3,000円とするものでございます。歳入といたしましては、衛生費県補助金を25万円増額するものでございます。一方、歳出といたしましては、感染症予防事業として50万円増額し、給与改定に伴う人件費の増額及び人件費不用額の精算分の結果、5,430万5,000円を減額するものでございます。また、財源調整のため5,405万5,000円を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

議案第5号は「平成30年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億5,485万円とするものでございます。歳入は、給与改定に伴う人件費の増額により、繰入金を22万7,000円。また、収支均衡を図るため歳入欠陥補填収入を2万3,000円増額するものでございます。一方、歳出といたしましては、給与改定に伴う人件費の増額により、総務費を23万円。保険事業費を2万円増額するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田彰君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

日程第4、「議案に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第5、「議案の委員会付託」についてお諮りいたします。

本日上程されました1号議案から3号議案につきましては、付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託したいと思います。また、4号議案及び5号議案の補正予算関係につきましては、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に

付託して審査することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせ及び協議により、委員長に小池弘基議員、副委員長に太田健策議員でございます。

ただ今から各委員会審査のため本会議を暫時休憩いたします。委員会審査が終了次第、本会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、休憩いたします。

(休憩 午前9時41分)

(再開 午前11時15分)

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

上程されました議案第1号「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第2号「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、以上、2議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

小池総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 小池弘基君 登壇)

◎12番（小池弘基君）

議案第1号「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきましてご報告いたします。

今回の条例改正につきましての理由といたしましては、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、粕屋町一般職の職員の給与等を次のように改正するものでございます。

まず、民間給与との比較、格差に基づく給与改定でございますけれども、平成30年4月1日に遡及改定を行い、まず一つは、月例年俸給与表の見直し、第1条関係。民間給与との比較655円、率的に0.16%。平均年齢43.5歳、基本給41万飛んで940円。これと民間給与との格差解消のため、月例給平均0.2%引き上げ。初任給でいきますと1,500円、若年層1,000円、その他400円の引き上げとなります。また、ボーナ

ス。第1条第2条関係におきまして、民間ボーナスとの比較0.06月。官が4.40月を民4.46月。これを民間給与との格差解消のため、支給月数0.05月引き上げまして、勤務実績に応じた給与を推進するために、勤勉手当等に配分をいたします。これにつきまして、当委員会の方で慎重に審査いたしました結果、全員賛成をもって可決すべきと決しましたことを報告し、終わります。

続きまして議案第2号、特別職でございますけれども、基本的には先ほど申し上げました第1号と同じでございます。中身的には特別職につきましては、期末手当支給に関してでございます。0.05月引き上げまして、3.30月を3.35月に改定するものでございます。これにつきましては、この特別職につきましては3月上旬あたりに支払っていくか支給される予定でございます。これも同じく当総務常任委員会におきまして、慎重に審査いたしました結果、全員賛成をもって可決すべきと決しましたことをご報告し、終わります。以上でございます。

(総務常任委員会委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

14番、本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

確認でございますが、再任用の方の分は書いてあるんですけども、非正規雇用で嘱託の方とか、そういう方たちはどういうふうになっていますか。

◎議長（山脇秀隆君）

12番、小池弘基委員長。

◎12番（小池弘基君）

嘱託の方につきましての説明等について、特段確認等をしておりませんでした。これにつきましては、後ほど私の方からまた再度確認いたしまして、本田議員の方に説明をさせていただきたいと思っておりますけど、それでよろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

これはあくまでも委員長にしか質問はできませんので、提出者には質問、ここではできませんので。後日後刻、委員長のほうから本田議員のほうに報告があります。それでよろしいでしょうか。はい。ほかに。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので質疑を終結いたします。

これより議案第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

次に、原案反対の方、反対のいいですか。賛成のほうですね。

14番、本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

はい、基本的に賛成でございます。ただ嘱託職員の方たちの給与に関しては、町で結構ですね、考えて対応できる部分があると思うので、今、確認したところお答えができないということなので、一般職員に合わせて、例えば報酬のところなどで加味される。以前はですね、私の認識では加味されてたと思います。でも一応確認のためにお尋ねいたしました。

結構、非正規雇用の方が多いと思うし、本当に少ない賃金の中で一生懸命働いてくださっているの、それを考えていただいた上で賛成ということにいたします。

よろしくをお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

これより議案第2号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第3号「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

小池議会運営委員会委員長。

(議会運営委員会委員長 小池弘基君 登壇)

◎12番（小池弘基君）

議案第3号、「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、付託を受けました議会運営委員会での審査の経過と結果についてご報告いたします。

今回の条例は、粕屋町第1条粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。第8条第2項ただし書中100分の172.5を100分の177.5に改め、第2条粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正するというもので、第8条2項ただし書中にあります6月に支給する場合は、100分の157.5、12月に支給する場合は100分の177.5を100分の平均値とりまして100分の167.5に改めるというものでございます。

議会運営委員会におきまして慎重に審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきと決しましたことをご報告し、終わります。

(議会運営委員会委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第3号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより議案第3号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第4号、「平成30年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

小池予算特別委員会委員長。

（予算特別委員会委員長 小池弘基君 登壇）

◎12番（小池弘基君）

議案第4号、「平成30年度粕屋町一般会計補正予算」につきまして、付託を受けました予算特別委員会における審査の経過と結果につきましてご報告いたします。
なお、全員による審査でございましたので、要点のみご報告させていただきます。
今回の歳入歳出それぞれ25万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億2,741万3,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区

分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は別紙のとおりでございますということですけれども、要点で申しますと歳入の合計、先ほど申しましたように、25万円を追加して143億2,743万円で、歳出も同じく25万円の補正額でございます、同じような金額。ただし、歳出の合計のほうにつきましては、これ補正後でございますけれども、40億5,485万円という形になっております。

同じく、この予算特別委員会の中で慎重に審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきと決しましたことをご報告し、終わります。

(予算特別委員会委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

この議案につきましては、ただ今の委員長報告のとおり議員全員による審査を行っております。よって、質疑を省略しこれより議案第4号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第5号、「平成30年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

小池予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 小池弘基君 登壇)

◎12番（小池弘基君）

議案第5号、「平成30年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算」につきまして、

付託を受けました予算特別委員会での審査の結果を報告いたします。

平成30年度粕屋町の国民健康保険特別会計補正予算に今回挙げていただいております補正予算額が、歳入歳出それぞれ25万円でございます。補正後の総額が40億5,485万円。先ほどの議案第4号の時の説明の中で、私のほうで間違えてこの40億5,485万円と説明したことがございましたけども、その金額につきましては、この議案第5号の分と一緒に混同しておりましたので、改めて訂正させていただきたいと思っております。

この議案5号につきましては、あくまでも歳入歳出補正額が25万円で、補正後の金額が40億5,485万円ということの金額でございます。同じように予算特別委員会で慎重に審査した結果、全員賛成をもって可決すべきと決しましたことをご報告し、終わります。

(予算特別委員会委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

この議案につきましても、ただ今の委員長報告のとおり議員全員による審査を行っております。よって質疑を省略し、これより議案第5号の討論に入ります。

◎議長（山脇秀隆君）

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に一任していただきたいと思います。これにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

この臨時会の議会の閉会に当たりまして、私のほうから自席からではございますが、一言ご挨拶申し上げます。

本日提案しました全ての案件につきましては、全てご賛同いただきまして、議決していただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

今後とも、町政運営につきましては、議会議員の皆さまのご理解とご協力のもとに、ご支援を賜りながら、私自身、一生懸命頑張っていくつもりでございます。どうか、これからもご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

暖冬傾向とは言いますけども、ここ数日寒い日も続いております。どうか、議員の皆さまにおかれましては、十分にお体をご自愛していただき、公私共にご活躍をされますよう、祈念いたしまして私の閉会のご挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。

◎議長（山脇秀隆君）

お諮りします。

本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成31年第1回粕屋町議会臨時会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、平成31年第1回粕屋町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午前11時35分)

会議録調製者 安河内 強 士 古 賀 博 文

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 山 脇 秀 隆

署名議員 木 村 優 子

署名議員 川 口 晃